

平成24年10月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成23年(行コ)第54号 公務外認定処分取消請求控訴事件
(原審・名古屋地方裁判所平成20年(行ウ)第101号)
口頭弁論終結日 平成24年7月11日

判 決

東京都千代田区平河町2丁目16番1号

控訴人

代表者理事長

処分行政庁

訴訟代理人弁護士

愛知県豊橋市伝馬町192番地の1

被控訴人

訴訟代理人弁護士

同

同

主

地方公務員災害補償基金

橋 本 勇

地方公務員災害補償基金

愛知県支部長 大村秀章

藤 井 成 俊

鳥 居 建 仁

小 林 修

平 松 清 志

菊 地 令 比 等

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 本件は、中学校の教員であった被控訴人が、学校祭において実施したユニホック競技の模範試合出場後に脳出血（以下「本件脳出血」という。）により倒れ、高次脳機能障害等の後遺症を負ったことにつき、本件脳出血は被控訴人の従事した公務の過重性が原因であったとして、控訴人の愛知県支部長に対し、地方公務員災害補償法に基づく公務災害認定の請求をしたところ、本件脳出血には公務起因性が認められないとして、同法45条1項に基づき公務外認定処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、控訴人に対し、その取消しを求める事案である。

(2) 原判決は、被控訴人の請求は理由があるとして、その請求を認容し、控訴人の愛知県支部長が被控訴人に対して平成17年8月10日付けでした地方公務員災害補償法に基づく公務外認定処分を取り消したところ、控訴人が控訴した。

2 争いのない事実等、争点、各当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」欄2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるから認容すべきものと判断するが、その理由は、次のとおり、原判決を付加訂正するほか、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」欄1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の付加訂正

(1) 原判決17頁4行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「なお、控訴人は、最高裁平成22年（受）第9号平成23年7月12日第3小法廷判決・裁判集民事237号179頁は、『包括的な職務命令』という概念を否定しているとしてる主張する。しかしながら、同判決の

判示事項は、『市立小学校又は中学校の教諭らが勤務時間外に職務に関連する事務等に従事していた場合において、その上司である各校長に上記教諭らの心身の健康を損なうことがないように注意すべき義務に違反した過失があるとはいえないとされた事例』とあるように、教育職員が従事した勤務時間外の勤務が公務といえるか否かを判断したものではないから、控訴人の上記主張はその前提において採用できない。」

(2) 原判決20頁3行目の「甲6, 19, 20, 27」を「甲6, 9の2, 19, 20, 27, 乙A1」と改める。

(3) 原判決21頁17行目の「平成14年度に」から同22頁3行目末尾までを、次のとおり改める。

「平成14年度に公立学校において週休二日制が完全実施されたことに伴い、日曜日の部活動ができなくなり、同時に、大会についても部活動として参加できる範囲が限定された。(甲6, 12, 43, 44の1及び2, 原審証人奥本, 原審における被控訴人本人, 弁論の全趣旨)」

(4) 原判決24頁8行目の「12時間以上働いていると回答した教育職員が42%」とあるのを「11時間以上働いていると回答した教育職員が55.2% (12時間以上働いていると回答した教育職員は27.5%)」と改める。

(5) 原判決25頁16行目の「必要であり」を「必要であり(甲49)」と改める。

(6) 原判決27頁2行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「さらに、控訴人は、おばけ屋敷の準備は正規の勤務時間内で十分対応できるものであり、また、正規の勤務時間内に準備できる程度の完成度で足りるとして、少なくとも勤務時間外に行った学校祭の準備行為については公務と認めることはできないと主張する。

しかしながら、上記のとおり、事故防止や生徒の負担の観点からは、お

ばけ屋敷設営のための準備を被控訴人において応援する必要があり、実際、被控訴人が行った準備作業が過剰な準備であったとか、不必要な準備であったことを窺わせる事情はないのであるから、被控訴人の行った準備行為はその内容において被控訴人の職務の範囲に属するものと認めるのが相当である。また、被控訴人の学校事務等による負担と陸上部の指導に要する時間からすれば、上記準備のための時間が勤務時間外に及んでいたこともやむを得ない状況にあったというべきである。したがって、上記判断のとおり、被控訴人の上記準備行為についても校長の包括的な職務命令の及んでいるものと認められ、控訴人の上記主張は採用できない。

また、控訴人は、この乙A1の28頁の『学校祭における生徒指導および警備計画について』と題する書面が、平成14年10月になってから作成されたものであり、それ以前に同趣旨の書面が作成されたことのないことなどを根拠に、学校祭の夜警が校長の明示的、黙示的命令によるものではなく、教職員の有志が、慣例もあって、自主的、自発的、創造的な活動として行っていたものと主張する。

しかしながら、上記書面の内容は平成14年度の学校祭における生徒指導や警備の実態を反映したものと認められるうえ（原審証人大浦）、夜警というのは、宿泊という大きな負担を伴うものであるから、学校としても、当然、その要否・内容を検討し、それが不要というのであれば本年度は実施しないと決めるべきものであり、校長等において夜警の実施を事前に承知しながら（乙A3, 10, 原審証人大浦）、そのような措置を講じた形跡は認められないのであるから、なお実施の必要性のある職務と判断していたものと解されるところである。したがって、上記判断のとおり、被控訴人の夜警とそのための泊まり込みについても校長の包括的な職務命令の及んでいるものと認められ、控訴人の上記主張は採用できない。」

(7) 原判決27頁18行目冒頭から同30頁9行目末尾までを、次のとおり改

める。

〔6〕 地域クラブ活動の指導について

ア 証拠（甲6、12、25、30、39、40、乙A3、7ないし10、26及び27の各1及び2、原審証人奥本、原審証人大浦、原審における被控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、

（ア）平成14年4月から、公立の小中学校における週休二日制の完全実施に伴い、豊橋市においては、日曜日の部活動が禁止され、部活動として参加できる大会の範囲が限定された、

（イ）豊橋市では、校区ごとに生徒の保護者が役員となった任意団体として地域クラブを設立し、そこで日曜日の部活動に代わる活動をさせる方針が採られた、

（ウ）石巻中学校の校区においては、豊橋市立石巻中学校区内の小中学生で構成され、地域における長距離走、駅伝の普及と振興を図ることなどを目的として、「石巻長距離クラブ」が設立された、

（エ）石巻長距離クラブも、生徒らの保護者が役員（代表、副代表、書記、会計など）となり、指導は奥本を含む数名の者（被控訴人は含まれていない。）に依頼し、クラブとして会費を集めるなど、石巻中学校の陸上部とは、運営主体を異にし、指導者も完全には一致せず、金銭的にも独立した組織であった、

（オ）石巻中学校の学校長において、被控訴人に対し、同中学校の陸上部に対する指導の一環として、石巻長距離クラブの指導をするよう命じたりしたことはなかった、

などの事実が認められる。

イ 他方で、前掲各証拠によれば、

（ア）石巻長距離クラブは、石巻中学校陸上部で長距離競技を行っている生徒でほぼ構成され、実際の指導に当たっていたのは奥本と被控

訴人で、また、練習場所も主に石巻中学校のグラウンドであったこと、

(イ) さらに、石巻長距離クラブの実際の目的は、部活動の練習が許されていない日曜日に、部活動（のうち長距離競技）の練習を継続・補完することに主な目的が置かれていたこと（したがって、陸上部の3年連続の全国大会出場もその目的となっていたこと）、

(ウ) その後、体育的部活動問題検討委員会が平成21年10月7日付けで豊橋市教育委員会に提出した答申（甲30）や平成22年の新聞報道（甲40）などによると、学校の部と地域クラブの所属選手及び指導者が同じであり、地域クラブがいわゆる「クラブと称した部活動」となっている実態が報告されていること、

などの事実も認められる。

ウ そして、被控訴人も、石巻長距離クラブの役員や指導者等に名前を出さなかった理由として「いろいろと忙しかったものですから、休みが取れそうなときにはできれば休みも欲しいなという気持ちもあったものですから、それと責任者というのもちよとなあと思ったものですから。」と供述し、このクラブが石巻中学校の陸上部とは、別個の組織であると認識し、その指導が自己の職務（部活動の指導）に属するものではないと認識していたものと認められる。

エ 確かに、上記イの事実からすれば、石巻長距離クラブの実態・役割は、石巻中学校陸上部（のうちの長距離競技部門）のそれまで許されていた日曜日の部活動を代替するものであると評価できるところではあるが、上記ア及びウの事実、特に、同クラブの運営主体（責任主体）、金銭面での独立性などに鑑みると、同クラブの活動を石巻中学校における部活動の一部と評価することはできず、したがって、同クラブでの指導が石巻中学校の教育職員の職務に属するものとは認め難く、また、被控訴人が同クラブの指導に関わっていたとしても、それが同中学校の学校長からの職務命令に

よるものとも認め難いところである。

オ したがって、地域クラブにおける指導については、これを公務と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。」

(8) 原判決 3 2 頁 6 行目の「別紙 2 の労働時間表記載のとおり」を「別紙 2 の労働時間表記載（ただし、地域クラブの活動に従事した部分を除く。なお、平成 1 4 年 8 月 3 1 日の全三河中学校陸上選手権は、地域クラブとしての参加であるから、これも地域クラブの活動に従事した部分に含まれる。）のとおり」と改める。

(9) 原判決 3 2 頁 1 9 行目冒頭から同頁 2 4 行目末尾までを、次のとおり改める。

「イ 土日の勤務

土曜日

陸上部 部活指導 午前 7 時 3 0 分又は午前 8 時から正午」

(10) 原判決 3 3 頁 2 6 行目冒頭から同 3 4 頁 5 行目末尾までを、次のとおり改める。

「① 発症前 1 か月 6 3 時間 3 0 分（他に地域クラブ 2 2 時間 4 0 分）

② 発症前 2 か月 8 5 時間 0 0 分（他に地域クラブ 1 2 時間 1 0 分）

③ 発症前 3 か月 8 0 時間 2 5 分（他に地域クラブ 3 4 時間 1 0 分）

④ 発症前 4 か月 7 2 時間 4 0 分（他に地域クラブ 2 8 時間 2 0 分）

⑤ 発症前 5 か月 5 4 時間 2 5 分（他に地域クラブ 2 7 時間 0 0 分）

⑥ 発症前 6 か月 6 7 時間 3 5 分（他に地域クラブ 4 時間 3 0 分）」

(11) 原判決 3 4 頁 8 行目の「(甲 6, 1 2)」を「(甲 6, 1 2, 4 3, 4 4 の 1 及び 2)」と改める。

(12) 原判決 3 5 頁 8 行目冒頭から同頁 1 0 行目の「開催されており」までを、次のとおり改める。

「(エ) 教科指導のない夏休み期間においても、陸上部の出場する大会（市内

総合体育大会，通信陸上大会，東三河中学校総合体育大会，愛知県中学校総合体育大会，東海中学校総合体育大会)が多く開催されており」と改める。

(13) 原判決 39 頁 5 行目末尾に「なお，控訴人は，被控訴人と同様に校長室で寝た同僚職員との比較において，被控訴人の睡眠の質につき主張するが，これは被控訴人が生徒指導主事等の責任を負っていることや，個人差を無視した指摘であって，直ちに採用できるものではない。」と付加する。

(14) 原判決 39 頁 26 行目の「8 分間程度」を「8 分間程度（しかも，実際の模範試合では，反則が非常に多くて実際の活動時間はさらに短く，中断中は動きが止まっている。）」と改める。

(15) 原判決 40 頁 4 行目の「前記のとおりであり」を「前記のとおりであり（実際には 8 分間よりも短い時間であったとしても，試合形式での競技となれば，短時間でも無理をしがちであることは容易に推認できる。）」と改める。

(16) 原判決 41 頁 3 行目の「(地域クラブ活動を含む)」を削除する。

(17) 原判決 41 頁 11 行目末尾を改行のうえ，次のとおり付加する。

「さらに控訴人は，被控訴人が規則正しい健康的な生活を送っており，本件脳出血の発症前 4 週間は平均して約 7 時間の睡眠時間，すなわち疲労回復が可能な睡眠時間を確保していたことを指摘する。

しかしながら，本件脳出血発症前 4 週間というのは，8 月後半から 9 月前半にかけての暑く寝苦しい時期であって一般に良質な睡眠をとることは難しく，また，被控訴人においては，陸上部の部活指導，学校祭の準備，新学期における生徒指導等，その業務も繁忙であったことからすれば，7 時間の睡眠で疲労回復ができていたか否かは，その睡眠時間だけでは判断できないうえ，必要な睡眠時間については個人差があることも勘案すれば，仮に被控訴人が約 7 時間の睡眠時間を確保していたとしても，そのことから被控訴人の疲労が蓄積することはなかったなどと認めることはできない

(そもそも、通常的生活サイクルを基に4週間もの期間の実際の睡眠時間を推測すること自体に無理があるというべきである。)

また、控訴人は、被控訴人が8月11日から同月19日まで連続9日間勤務を休み、まとまった期間公務から解放されていたから、疲労が蓄積していたことはないと指摘する。

しかしながら、8月11日は地域クラブの指導に4時間30分、8月16日から19日までの午前中も毎日地域クラブの指導に3時間10分の時間を費やしており、これを公務と認めることができないとしても、その実態からすれば、長期間にわたって解放された時間を過ごしていたとは認め難いと言わざるを得ず、控訴人の上記指摘は採用できない。」

(18) 原判決42頁1行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「この点、控訴人は、加藤庸子教授の意見書(乙B8)をもとに、被控訴人の本件脳出血の発症時期は午前11時10分頃と推測され、したがって、本件脳出血にユニホックの模範試合への参加が影響を与えたことはない主張する。まず、同教授の意見は、もやもや血管は、脆弱な血管のために小さな動脈瘤でも一気に大量に出血するから、出血した瞬間に気持ちが悪くなったり、麻痺などの症状がでるという機序を前提にするものである。

しかしながら、新宮正医師の、もやもや血管よりの出血は緩徐な経過をとることが多い、被控訴人の出血発症時点は遅くともユニホック出場後に『疲れたと言って床に寝ころんでいた』とされる時期と考えられるとの意見(甲8)に加え、実際、被控訴人は、権田脳神経外科病院で受診した午後1時15分当時は会話可能であったもので、午後3時20分になって半昏睡という症状を発現している(甲2、乙A1)という経過にも鑑みると、上記加藤教授の意見は直ちに採用できない。」

(19) 原判決45頁14行目の「1. 38%」を「2. 4%」と、「3. 2%」を「5. 6%」と、同頁16行目の「2. 3倍」を「4倍」と、同頁17行

目の「1. 4倍」を「2. 4倍」とそれぞれ改める。

(20) 原判決48頁2行目の「1. 38%」を「2. 4%」と改める。

(21) 原判決51頁24行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「控訴人は、新認定基準の対象疾病にはもやもや病は含まれていない、新認定基準が対象疾病を限定しているのは、対象疾病以外の疾病については、過重負荷に関連して発症することが考えにくいとされているためであり、これはもやもや病は出血メカニズムが脳内出血及びくも膜下出血とは全く異なるからであるなどと主張する。

しかしながら、新認定基準の内容を解説する文献（乙D2）によっても、『脳血管疾患を大きく分けると、頭蓋内血管が何らかの原因によって破裂し、…頭蓋内に出血する出血性脳血管疾患』と虚血性脳血管疾患の2つに大別される、（出血性脳血管疾患のうち）『脳内出血は、高血圧によるものが最も多いのですが、その他の原因によるものもあります。』『脳内出血は、脳実質内を走行する木綿糸ぐらいの細い動脈の壁内に血漿が浸潤して壊死を起こし、そのところに生じた微小動脈瘤が破裂して脳実質内に出血したものです。…高血圧を有する者に圧倒的に多く発症する高血圧性脳出血が大部分です。このほかに血圧が正常でも、先天的な血管の奇形などが原因となって起こる脳内出血が若年層にも見られます。』などと説明されており、その記載によってももやもや病による脳内出血を対象外の疾患とするものとは了解できず、控訴人の上記主張は採用できない。」

(22) 原判決52頁4行目の「強いとされている。」を、次のとおり改める。

「強いとされている（詳説すると、発症時に疲労の蓄積を判断するに当たっては、発症前6か月間全体を評価するだけではなく、発症日を起点とした1か月単位の期間、つまり発症前1か月から発症前6か月間までの6通りの期間における時間外労働時間数を評価して行うということであり、…その6通りの期間において、…発症前2か月以上の期間のうち、いずれかの

期間でおおむね80時間を超える場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。(乙D2)」

(23) 原判決52頁6行目冒頭から同頁9行目末尾までを、次のとおり改める。

「原判決別紙2の労働時間表(ただし、地域クラブの活動に従事した部分を除く。なお、平成14年8月31日の全三河中学校陸上選手権は、地域クラブとしての参加であるから、これも地域クラブの活動に従事した部分に含まれる。)のとおりに、①発症前1か月は63時間30分、②発症前2か月は85時間00分、③発症前3か月は80時間25分、④発症前4か月は72時間40分、⑤発症前5か月は54時間25分、⑥発症前6か月は67時間35分の時間外労働をそれぞれ行っており、」

(24) 原判決52頁24行目の「1か月」から同頁26行目の「推認され」までを、次のとおり改める。

「1か月の時間外労働時間が80時間あるいは70時間を超える月が3か月間続き、部活動の代替機能を果たしていた地域クラブでの指導もあって、肉体的にも精神的にも多大な疲労が蓄積していたと推認され、」

(25) 原判決53頁8行目の「90時間」を「80時間」と改める。

(26) 原判決53頁15行目「裁量的性格」から同頁17行目の「強いといえる上」までを、「裁量的性格が強いとはいえ、そのことは労働の質や量を軽くするばかりではなく、生徒の指導育成に対する社会的使命の重さから、かえって精神的負荷を高める要素も強いといえる上」と改める。

(27) 原判決55頁4行目末尾を改行のうえ、次のとおり付加する。

「なお、控訴人は、上記3(1)のとおりに、被控訴人の従事した公務と被控訴人の血圧との間には因果関係が認められない以上、公務ともやもや病に起因する本件脳出血発症との因果関係も認められないと主張する。

しかしながら、上記3(1)で検討している血圧は、平成8年から平成14年にかけての毎年6月末頃に測定された血圧(さらにここから推測できる

被控訴人の通常時の血圧〔中等症高血圧ないし軽症高血圧〕についてであって、過重な公務によって一時的に生じる血圧の変動についてではないのであるから、控訴人の指摘はその前提において採用できない。

さらに、控訴人は、もやもや病についての専門家である岡本医師の意見書及び原審における証言、さらに加藤肱子教授の意見書（乙B8）からは、被控訴人については脳出血がいつでも起こり得る状態にあったものと認められるのであり、基礎疾患の自然的経過により脳出血を発症する寸前にまで増悪化していたと認められると主張する。

しかしながら、上記4(3)及び(4)のとおり、もやもや病が第3期であることや、高血圧というリスクファクターが存することから、直ちに脳出血の発症寸前にまで状態が悪化していると認められるわけではないのであるから、控訴人の上記主張は採用できない。

また、加藤肱子教授の意見書（乙B8）には、本件脳出血は、『長時間労働によるストレスからくる血圧上昇とは直接の因果関係はないと考えられる』との意見も述べられているが、原審証人岡本医師も『認定基準を超えるような労働時間の労働をしていた場合に、そういう自然的経過を超えてもやもや血管が破綻しやすくなると、そういうことはあり得るんですか。』との問いに、『可能性としてはあり得ると思います。』と証言しており、また、新宮正医師の意見書（甲8）も同様の意見を述べていることに照らし、上記加藤教授の意見を直ちに採用することはできない。

加えて、控訴人は、被控訴人が規則正しい健康的な生活を送っており、本件脳出血の発症前4週間は平均して約7時間の睡眠時間、すなわち疲労回復が可能な睡眠時間を確保していたことを指摘するが、控訴人の主張が採用できないことは上記のとおりである。」

(20) 原判決55頁19行目冒頭から同頁20行目末尾までを、次のとおり改める。

「しかしながら、当裁判所は、上記の認定判断のとおり、本件脳出血については公務起因性を認めるべきものと判断するところであるが、控訴人審査会らの前記判断とは異なる結論に至った理由につき、さらに補足して説明をすれば以下のとおりである。」

(2) 原判決57頁17行目の「認定基準を優に超え」を「認定基準に当てはまるものと認められ」と改める。

第4 結論

よって、原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 渡 辺 修 明

裁判官 坪 井 宣 幸

裁判官 榊 原 信 次

これは正本である。

平成24年10月26日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官

眞壽田 聡

